

ご紹介内容

◆ 設備投資

生産性向上や省人化・省力化に資する投資等への補助

◆ IT、研究開発

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入や、産学官連携による研究開発を支援

◆ 小規模事業者支援、海外展開、事業承継

国内外の販路開拓支援、事業承継時の投資や専門家活用等の補助

◆ 省エネルギー、サーキュラーエコノミー

省エネ効果の高い設備への入替の補助や、資源の有効利用と経済成長の両立に向けた取組を支援

◆ エッセンシャルサービス、人材、税制、支援機関

小売・卸売、医療・介護等、生活必需品の産業の効率的運営や、人材の確保、設備投資等における税制優遇策のほか、各支援機関を紹介

令和7年度補正予算における省エネ支援パッケージ

事業者向け

1. 省エネ・非化石転換設備の導入支援

- 令和5年度補正から、省エネ・非化石転換設備更新に対して**3年間で7,000億円規模の予算**により、**複数年の投資計画に切れ目なく支援**することとしており、その**最終年度として、以下取組みを強化して継続**【675億円】（国庫債務負担行為含め総額2,450億円）
 - 設備単位型の強化（GXⅢ類型の創設：メーカー強化枠とトップ性能枠）**
 - 省エネ効果の高い機器の更なる普及拡大に向けて、**新たな類型（GXⅢ類型）を創設し、従来の支援水準を大きく上回る省エネ設備（トップ性能枠）等への支援を強化（補助率増加や新設への支援対象拡大等を措置）**。
 - サプライチェーンでの連携強化**
 - サプライチェーンの上流から下流の複数企業が協力して、それぞれの省エネ計画を作成し、一定の水準に達した場合に、当該計画に基づく設備更新を支援**するなど、サプライチェーンでの取組みへの支援を強化。
 - 水素対応設備の導入促進**
 - 水素対応設備**については、新設や改造も補助対象として加えるとともに、更新については更新前設備との併用を認める。

2. 省エネ診断

- 工場・事業場のエネルギー消費量等の見える化等を行い、改善提案を行う**省エネ診断により、省エネの取組みを行う中小企業の裾野を広げる**。引き続き、**省エネ・地域パートナーシップにより地域の金融機関・省エネ支援機関と連携し、中小企業の省エネ診断の活用を促進**するとともに、以下の取組みにより強化【33億円】
 - 改善提案の実現にむけて、**ソリューションを提案できる企業とのマッチングプラットフォームを創設**。

家庭向け

3. 省エネ住宅支援

- 住宅のヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入において、**高性能な給湯器（昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種やより性能の高い機種等）に対して集中的に支援**【570億円】。
- また、設置スペース等の都合からヒートポンプ給湯機等の導入が難しい**既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）導入の支援**を実施【35億円】。
- これらの措置を、住宅の**省エネ効果の高い断熱窓への改修支援**【1,125億円、環境省】、**長期優良住宅・ZEH水準住宅の新築・住宅の省エネリフォーム等への支援**【1,300億円、国交省】、**ZEH水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅支援**【750億円、環境省】と合わせて、3省連携でワンストップ対応で実施予定。

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。**

**(Ⅰ)
工場・
事業場型**

- **工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組み**に対して補助
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
 - 補助上限額：15億円 等
- ※**サプライチェーン連携枠を創設**

【平釜】 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業場全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

**(Ⅱ)
電化・
脱炭素
燃転型**

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
 - 補助率：1/2 等
 - 補助上限額：3億円 等
- ※**水素対応設備への改造等を補助対象に追加**

【キユボラ式】※コークスを使用 【誘導加熱式】※電気を使用



**(Ⅲ)
設備
単体型**

- **リストから選択する機器**への更新を補助
 - 補助率：1/3 等
 - 補助上限額：1億円 等
- ※**トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）**

【業務用給湯器】 【高効率空調】 【産業用モータ】



**(Ⅳ)
EMS型**

- **EMS（エネルギーマネジメントシステム）**の導入を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円

【見える化システムによるロス検出】 【AIによる省エネ最適運転】



令和7年度補正の強化① GXⅢ類型の創設

- 光熱費等の高騰が進む中で、更なる省エネ対策を進めるためには、これまでの支援策に加えて、
①メーカーに対して、省エネ設備の普及拡大に向けた企業の成長へのコミットを促すとともに
②既存の省エネ水準を大きく超える設備の導入促進が重要であり、
GXⅢ類型を創設し、これらに取り組む企業への支援を強化する。

(GXⅢ類型：メーカー強化枠)

- 現行Ⅲ類型補助対象設備のうち、GX要件（次期GXリーグへの参加、企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）に対する今後の方針を定める等、詳細は今後発表）にコミットするメーカーが製造する設備については、これまでの予算枠（エネ特予算）とは別枠(GX予算)にて、上限額等を増額した上で、支援を行うこととする。

※従来のⅢ類型に登録された設備は令和7年度補正予算額（エネ特）100億円を活用して公募・採択を実施。GXⅢ類型（メーカー強化枠）に登録された設備については、令和7年度補正予算額（GX予算）550億円の一部（250億円程度を想定）を活用して、公募・採択を実施。

(GXⅢ類型：トップ性能枠)

- 従来支援対象としてきた省エネ水準を大きく超える省エネ性能を有する設備については、①設備更新における補助率を強化するとともに、②これまで支援対象ではなかった新設についても補助対象とする。
- なお、GXⅢ類型（トップ性能枠）の対象は、第三者委員会（執行団体が設置）の意見も確認の上で対象設備を決めることとし、例えば、「高い省エネ性能及び波及効果（省エネ導入ポテンシャル）が期待され」、かつ、「普及が初期の段階（普及率が低い）」であり、今後導入を加速すべき設備であることといった視点で選定する。なお、普及率に係る情報を入手するため、Ⅲ類型の指定設備の登録時にメーカーは販売情報を提出することとする。

GXⅢ類型の創設について

事業区分		GX予算		工ネ特	
		GXⅢ類型 (GX設備単位型)		現行Ⅲ型 (設備単位型)	
		トップ性能枠	メーカー強化枠		
補助対象 設備		以下の要件(案)を全て満たす設備。 ①「 <u>大きな省エネ性能及び波及効果(省エネ導入ポテンシャル)が期待され</u> 」、かつ、「 <u>普及が初期の段階(普及率が低い)</u> 」であると第三者委員会が認めた設備 ②GX要件(※1)を満たしたメーカーが製造する設備。 (※3)		現行Ⅲ型補助対象設備のうちGX要件(※1)を満たしたメーカーが製造する設備 (※3)	省エネ効果の高い特定の設備
新設/更新		新設・更新		更新	
補助率	中小企業	新設 1/5	更新 1/2	1/3	1/3
	大企業				
補助金限度額		3億円		3億円	1億円
補助対象 経費	中小企業	設備費			設備費(※2)
	大企業				

※1：メーカーに対するGX要件は①次期GXリーグへの参加、②企業の成長(例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得)につながる今後の方針の策定等、③必要な人材の確保に向けた取組(例：継続的な賃上げ)を進めること、を課すことを想定。

※2：Ⅲ類型にインバーターの具備も補助対象にする。

※3：設備更新を行うユーザー側にはGX要件へのコミットは求めない。

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化② サプライチェーン連携による省エネ

- 欧州を中心とした脱炭素要請等を背景に、サプライヤーとの脱炭素に向けた連携強化に向けた動きが加速しつつある。
- 中小企業が行える脱炭素の取組は、①太陽光発電の導入か、②省エネが中心であり、今後、例えば、下流の大企業が上流の中小企業に知見等を共有するなど、サプライチェーン連携による具体的な省エネ対策の実施が期待される。

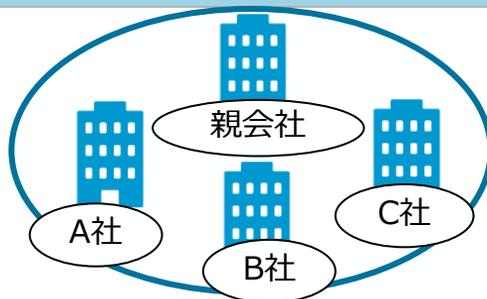
<サプライチェーンにおける省エネ連携イメージ>

フェーズ1：意識醸成
(サミットの開催等)



省エネ・脱炭素の重要性を、
サプライヤー全体で認識共有。
脱炭素に向けた意識を醸成。

フェーズ2：チームアップ
(取組み計画の作成等)



少数グループによる勉強会等を開催し、
それぞれの取組計画を作成するなど、
具体的なアクションに向けて準備

フェーズ3：改善の実行
(省エネ・非化石転換設備更新・運用改善等)



計画等に従って、
設備更新・運用改善を実現

<国の支援① (検討中)>

- 意識醸成・チームアップに向けた取組みをサポート

<国の支援② (補正予算で措置)>

- それぞれが作成した省エネ計画に基づく設備更新を支援

サプライチェーン枠の創設について

事業区分		GX予算			
		I型（工場・事業場型）			
事業区分		先進枠	一般枠	中小企業 投資促進枠	サプライチェーン（SC） 連携枠
補助対象設備		先進性が認められた設備	オーダーメイド設備又はⅢ型指定設備の組み合わせ※設備単位で省エネ効果をみtas		
申請要件		変更なし	変更なし	変更なし	<SC連携事業の申請要件> 以下の全てを満たす者 ①SC上の4者以上で申請 ②GX要件へのコミット
省エネ要件	工場・事業場単位	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 30%以上 ②省エネ量+非化石量 1,000kl以上 ③原単位改善率 15%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 10%以上 ②省エネ量+非化石量 700kl以上 ③原単位改善率7%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 : 7%以上 ②省エネ量+非化石量 : 500kl以上 ③原単位改善率: 5%以上 ・上記に加えて、省エネ目 標・計画の作成・公表（目 標は一般枠の効果）	・省エネ率+非化石率 : 1者あたり5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・ 計画の作成・公表（目標は一 般枠の効果） ※補助金交付を受けない幹事企 業は含めない
	設備単位	-	オーダーメイド設備を含め設備単位で10%以上		
新設/更新		更新	更新		
補助率	中小企業	更新 2/3	1/2	1/2	1/2
	大企業	更新 1/2	1/3	対象外	1/3
補助金限度額		単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 30億円 (40億円) 連携事業 : 30億円 (40億円)	単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 20億円 (30億円) 連携事業 : 30億円 (40億円)		単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 20億円 (30億円)
補助対象経費	中小企業 大企業	設計費・設備費・工事費			

※詳細については、今後変更の可能性があります、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化③ 水素対応設備等への支援強化

- 一部メーカーにおいて、追加的なカスタマイズで水素対応に変更できる都市ガス設備など将来的に水素に対応できる設備（水素Ready設備）や導入時点で水素を使用できる設備（以下「水素対応設備」という。）の導入が開始している。

※ 水素対応へのカスタマイズに必要な設備は①混合設備、②水素圧縮機、③脱硝設備等。

- 水素対応設備は試験的に導入するケースやエネルギー情勢を踏まえた燃料転換を念頭に置いた運用が想定されるため、新設や更新時の併用、改造についても支援が必要。

事業区分		GX予算	
		Ⅱ型 (電化・脱炭素燃転型)	
補助対象設備		<ul style="list-style-type: none"> 電化及びより低炭素な燃料への転換が伴う設備 電化及びより低炭素な燃料への転換に伴う、水素対応への改造にかかる費用を補助（付随して設置する設備費・工事費を含む。） 水素対応設備の新設や併用を認める 水素対応設備については10%以上の混焼率で実稼働させること 	
新設/更新		新設・更新	
補助率	中小企業	1/5（新設）、1/2（更新・改造）	
	大企業		
補助金限度額		3億円 (電化の場合5億円)	
補助対象経費	中小企業	設備費・工事費	
	大企業	設備費・ 工事費 ※水素対応のための改造に限り工事費を含む	

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

(参考)省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

国庫債務負担行為を含め総額 2,275億円 ※令和7年度補正予算額550億円

事業の内容

事業目的

本事業は、工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新等を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

(1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備等の導入により、工場・事業場やサプライチェーン全体での省エネの実施を支援

(2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援

(3) **G X 設備単位型**：従来の支援水準を大きく超える省エネ設備や企業の成長にコミットしたメーカーの省エネ設備等の導入を支援

(4) エネルギー需要最適化型：エネルギーマネジメントシステムを用いたエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



(1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内等）

上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円等）

(2) 補助率：1/2以内等

上限額：3億円（電化の場合は5億円）

(3) 補助率：更新1/2以内、新設1/5以内

上限額：3億円

(4) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内

上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

(参考)省エネルギー投資促進支援事業費補助金

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

国庫債務負担行為含め総額 **175億円** ※令和7年度補正予算額 125億円

事業の内容

事業目的

本事業は、工場・事業場等の産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、より先進的な省エネ技術に係る機器・設備の導入に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

(1) 省エネルギー投資促進支援事業費

省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。

(2) 先進的省エネルギー投資促進支援事業費

高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入及び個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修を行う省エネ投資について、過去に採択した複数年度事業の設備更新案件を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

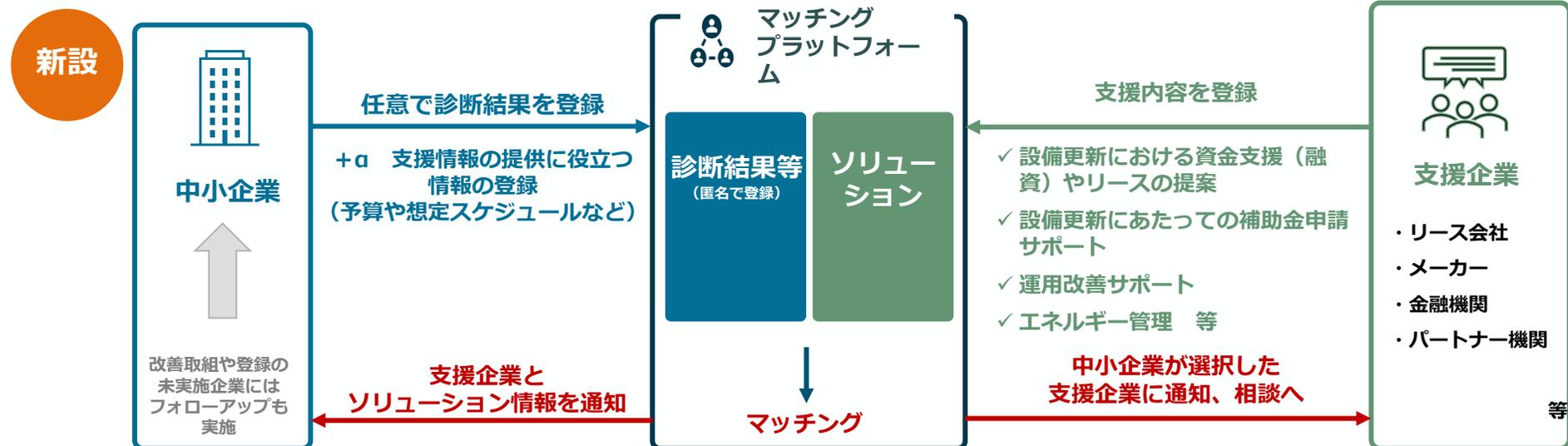
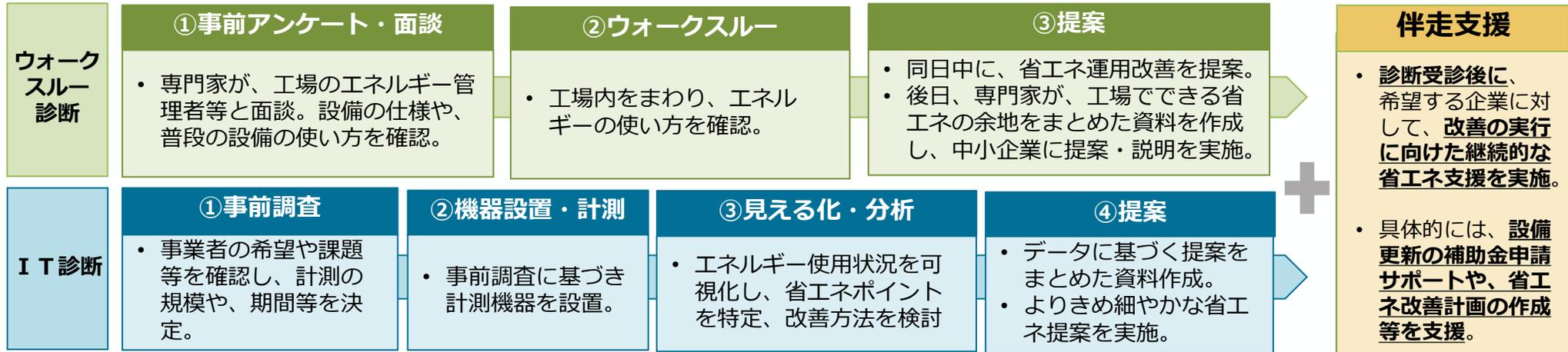


- (1) 補助率：1/3以内 等 上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業10/10以内、大企業3/4以内 等 上限額：15億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を実施。R7年度補正では、**改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームを創設**。加えて、**進捗状況のフォローアップを強化**（取組が進んでない企業に対しては伴走支援を紹介など）。



(参考) 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

資源エネルギー庁

令和7年度補正予算額 **33億円**

省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

事業の内容

事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「**省エネ診断**」への補助を行うことで、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー使用状況を現地調査やIT機器を活用した分析等により、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。また、診断結果の実現に向けて、**ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームの創設**や、専門人材の育成強化等により、支援を強化する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万kLを目指す。

(参考) 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和8年度予算(案) 7.4億円(6.1億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断など、中小企業等の**エネルギー利用最適化**を推進するための支援を行うことで、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しする。

事業概要

(1) エネルギー利用最適化診断事業

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、省エネ診断の担い手育成を目的とした研修等の実施に係る経費の一部を国が支援する。

(2) 地域一体となった省エネ支援の促進及び専門人材拡大に向けた調査分析事業

省エネ・地域パートナーシップに参画する金融機関や省エネ支援機関による地域の連携枠組みを通じた省エネ支援の後押しや、省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

(1) エネルギー利用最適化診断事業



(2) 地域一体となった省エネ支援の促進及び専門人材拡大に向けた調査分析事業



成果目標・事業期間

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万kLを目指す。

自律型資源循環システム強靱化促進事業

国庫債務負担行為含め総額 **200億円** 令和8年度予算（案）73億円（30億円）

事業目的・概要

事業目的

GXの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行のため策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」を踏まえ、「サーキュラーパートナーズ」※の枠組みを活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施する。

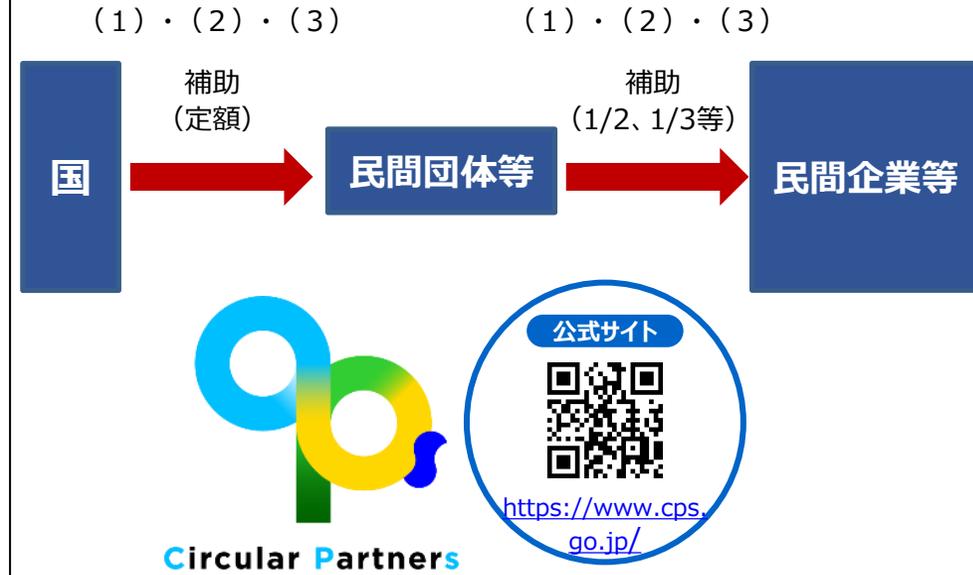
※サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体を構成員とする連携組織。

事業概要

「サーキュラーパートナーズ」の枠組みを活用し、以下の資源循環に係る取組に対して補助を行う。

- (1) 再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- (2) 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- (3) リユース、リファービッシュ等のC Eコマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

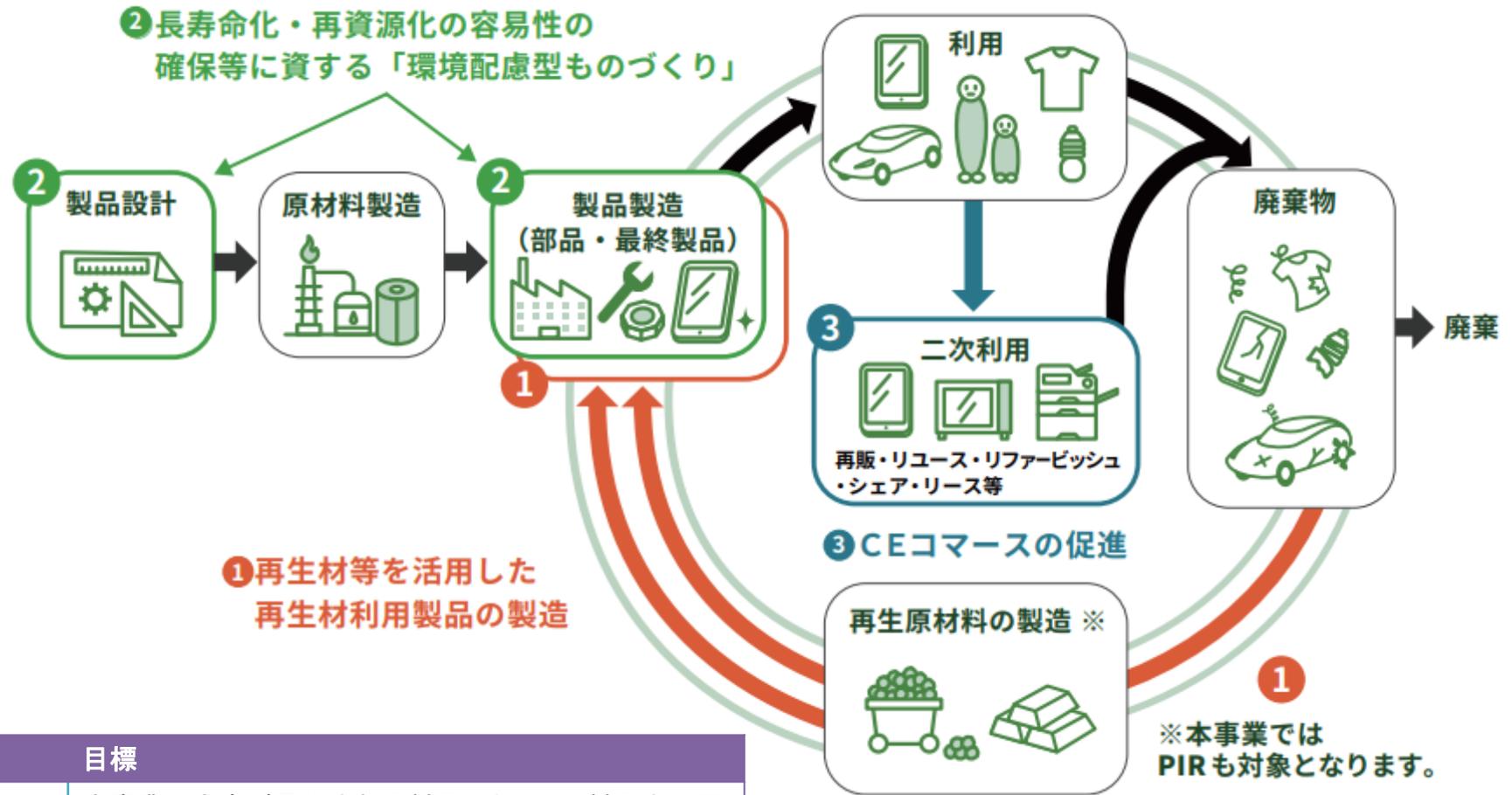
事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和8年から10年までの3年間の事業であり、短期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりに係る実証事業等を開始することを目指す。中期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりを通じた製品を実証事業等により商用化することを目指す。長期的には、動静脈連携による資源循環や環境配慮型ものづくりを通じた製品を普及させることを目指す。

産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業（令和7年度）対象イメージ



項目	目標
①再生材利用の促進	本事業で生産が見込まれる製品において、製品中の再生材の含有率が10%以上
②環境配慮型ものづくり	事業終了後2年以内に環境配慮設計の製品を市場投入
③CEコマースの促進	仕入れた廃棄物の50%以上を、リユース/リファービッシュ/リパーパス等によって製品として再利用可能

成長志向型の資源自律経済加速化事業のうち、 （１）資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業 令和8年度予算（案）8.5億円（9.5億円）

事業目的・概要

事業目的
経済産業省では、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、資源循環経済政策の再構築等を通じて物資や資源の供給途絶リスクをコントロールし、経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得を通じた持続的かつ着実な成長に繋げる総合的な政策パッケージを提示したところである。同戦略を踏まえ、産官学連携によるサーキュラーエコノミー実現を目的として、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーパートナーズ」を活用し、自律型資源循環システムを構築するために必要となる資源循環に係る調査及び実証等への支援を実施する。

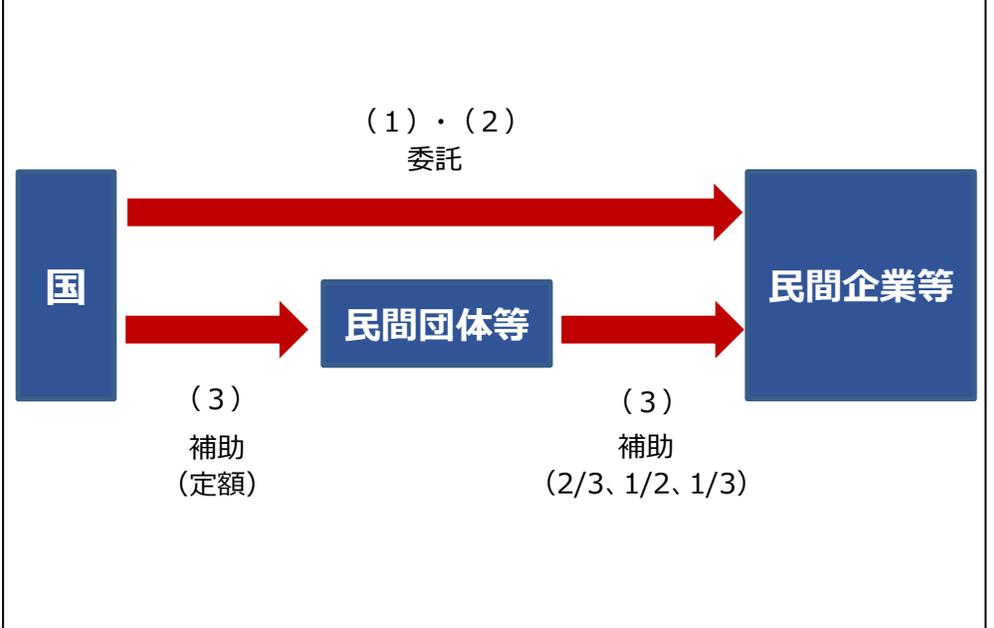
事業概要

（１）「サーキュラーパートナーズ」の活動計画の策定や個別テーマごとのワーキンググループの開催等について、事務的な補助等を行う事務局の運営を実施する。

（２）自律型資源循環システム構築のため、「サーキュラーパートナーズ」で検討する個別テーマの設定や深掘りのための調査、参画する自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等のビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出等のための支援、資源循環に係る国際標準等に関する調査、資源循環経済の実現加速に向けた情報発信等を実施する。

（３）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等の資源循環に係る取組において、経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や、設備投資についての支援を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和8年度の1年間の事業であり、
短期的には、ビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出のための基盤を整備する。
中期的には、設備投資等により、ビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出を達成する。
長期的には、「サーキュラーエコノミーに関する産官学パートナーシップ」が日本のサーキュラーエコノミーを牽引し、自律型資源循環システムを構築することを目指す。

ご紹介内容

◆ 設備投資

生産性向上や省人化・省力化に資する投資等への補助

◆ IT、研究開発

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入や、産学官連携による研究開発を支援

◆ 小規模事業者支援、海外展開、事業承継

国内外の販路開拓支援、事業承継時の投資や専門家活用等の補助

◆ 省エネルギー、サーキュラーエコノミー

省エネ効果の高い設備への入替の補助や、資源の有効利用と経済成長の両立に向けた取組を支援

◆ エッセンシャルサービス、人材、税制、支援機関

小売・卸売、医療・介護等、生活必需品の産業の効率的運営や、人材の確保、設備投資等における税制優遇策のほか、各支援機関を紹介

生活維持役務等効率化促進事業

令和8年度予算（案） 3.0億円（新規）

経済産業政策局総務課
商務・サービスグループ参事官室

事業目的・概要	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<p>事業目的 人口減少や少子高齢化による構造的な人手不足が進展する中、生活を維持するために必要なサービス（エッセンシャルサービス）の供給の維持が難しくなるおそれ。その供給不足は全国的な問題であるが、過疎化が進み需要密度が低下している地方で先行。 我が国産業の持続的な発展を図るためにも、地域の産業を下支えする担い手である住民の当該サービスの需要を満たすことが重要。 本事業は、住民の生活を維持するために必要なサービスについて、持続可能なモデルケースの創出を支援し、当該モデルを横展開することにより、全国においてこうしたサービスの供給事業者を創出・拡充させることを目的とする。</p> <p>事業概要 生活維持サービス事業の生産性向上のモデル事例の創出のため、以下の取組を行う。</p>	<p>(1) 補助事業：ビジネスモデル組成実証、伴走支援</p>  <p>(2) 委託事業：周知・広報</p> 
<p>(1) 補助事業：ビジネスモデル組成実証 ①二以上の事業主体の協業等による「連携型事業展開モデル」、②複数の生活維持サービスの事業化に取り組む「基盤重層型事業展開モデル」の2類型の実証事業に補助。 またモデル実証について、専門家派遣による事業立上げや運営の伴走支援を行う。</p> <p>(2) 委託事業：専門家派遣、周知・広報事業 モデル事例の横展開に向け、都道府県の産業振興センター、商工会議所等においてセミナー等を実施。</p>	<p>成果目標・事業期間</p> <p>短期的には本年度の事業を通じて10程度のモデル類型の創出を目指すこととし、生活維持サービスの事業主体が損益分岐点を上回るができる収益性の確保の手法を確立する。</p>

【参考】エッセンシャルサービスの供給の持続性確保を実現する生産性向上の事例

事例1) 地場スーパー：既存店舗・敷地を活用した複数ES事業の展開

- 地場スーパーが、地域の少子高齢化や関連事業者の撤退を受けて、敷地・建物内に宅配集配所、介護施設、託児所を新設。複数の事業を実施し、顧客基盤の共通化を図る。
- 生産性向上の方法：地場企業による**多角的なエッセンシャルサービス（ES）の供給**、**既存店舗・敷地の有効活用**



ハーツわかさ（福井県民生活協同組合）

事例2) SS：地域住民共同出資会社によるES供給の維持

- 村唯一のSSの撤退を受けて、地域住民が共同出資会社を設立。SS（ガソリンスタンド）の設備をリニューアルするとともに、生活必需品を販売する店舗を新規に併設。
- 生産性向上の方法：住民出資会社による**多角的なESの供給**、**既存店舗・敷地の有効活用**



株式会社四万川

事例3) 生活協同組合：販売・物流網の効率化・DX化

- 道内に109店舗・51宅配センターを展開する地域生協が、移動販売、高齢者向けの夕食宅配サービス、学校給食の提供等の地域に根差した様々なサービスを供給。また、物流を内製化しDX導入による生産性向上を図る。
- 生産性向上の方法：生協による多角的なESの供給、**物流会社の子会社化**、**倉庫内のDX化**



移動販売車おまかせ便「カケル」（コープさっぽろ）

事例4) SS：地元有力企業出資による新設合同会社による事業承継

- スキー場、温泉等の観光資源を有する豪雪地帯の山間地域において、地元有力企業が、事業撤退するSS（ガソリンスタンド）の経営を引き継ぎ、町唯一のSSの事業継続を確保。
- 生産性向上の方法：**高収益の地場企業（観光業）によるESの合併事業**。需要減に即した定休日の導入（年中無休から変更）



COSMO藤原SS（群馬県みなかみ町）

事例5) コンビニ：既存事業の販売網、物流網を活かした地域共生型店舗

- 商圏が小さく、物流コストも高い地域において市町村と連携して新規店舗を展開。生鮮品を揃えた地域のライフラインに。
- 生産性向上の方法：**閉店スーパーの跡地利用**や小規模店舗、**セルフレジ導入**、**掃除ロボ**、住民アンケートに基づく商品ラインナップ等



ローソン上厚真店（北海道厚真町）

地域の中堅・中核企業支援事業のうち、 （２）地域の人事部支援事業 令和8年度予算（案）2.9億円（3.0億円）

事業目的・概要

事業目的

地域経済を牽引する中堅・中小企業の自律的な成長を後押しし、地域における良質な雇用の拡大や認知度向上を図るため、民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援することを目的とする。

事業概要

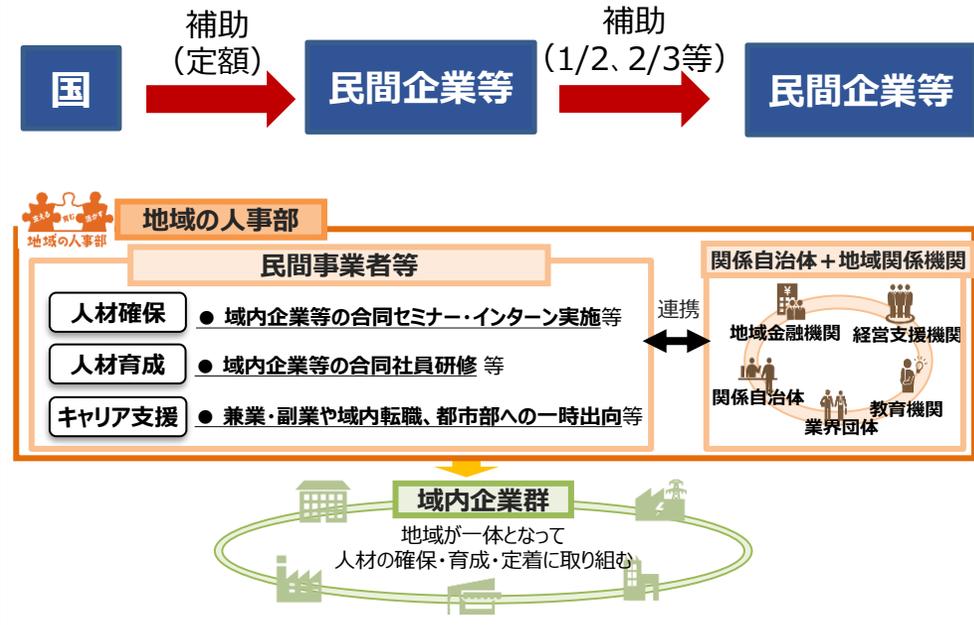
（１）地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。

（２）地域の人材確保・育成・定着に係る重点分野支援事業

- ①地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、地域企業群への幹部インターンシップ制度を導入し、地域企業の事業承継に関心のある右腕人材や未来の後継者候補と中堅・中小企業のマッチングや引継ぎ・キャリア支援等を行う取組を支援する。
- ②地域の人事部事業の持続化に向けた自治体との連携を推進するため、地域未来投資促進法の連携支援計画の承認事業者や、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会、商工会議所、二地域居住促進法に基づく特定居住支援法人等、法制度等と連携した地域の人材確保・育成・定着を目指す取組を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和7年度から令和9年度までの3年間の事業であり、短期的には、各年度30件の地域の人事部の取組の支援を目指す。
中期的には、地域における人材の確保・育成・定着を行う取組の補助事業開始年度の翌年度の継続率80%以上を目指す。

経済産業関係 令和8年度税制改正のポイント

基本的な状況認識と対応の方向性

1. トランプ関税で国際的な不確実性が高まる中、米国の即時償却制度の創設やドイツの法人税率引下げなど税制インセンティブの強化が打ち出され、**投資の困り込み競争が激化**。
2. こうした中、我が国として**2040年度国内投資額200兆円の実現に向け、設備投資や研究開発投資などの国内投資を強力に後押しし、企業による賃上げを徹底**させていく。また、**自動車取得時の課税(環境性能割)を廃止し、国内自動車市場の活性化などを通じた国内産業基盤の維持・強化**を図る。
3. その際、税制においても、**複数年にわたる投資の予見可能性を一層高めるとともに、税制改正による投資・企業収益の拡大等を通じ、将来的な税収増につなげていく**。

1. 熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備

① 大胆な投資促進税制の創設

- 高付加価値で大胆な国内投資を促進すべく、**原則全ての業種を対象に、投資利益率15%以上かつ投資下限額35億円（中小企業等等は5億円）以上の投資計画に含まれる対象設備（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）に対し、即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）を予見可能性のある長期間（計画提出期間3年、措置期間最大5年）措置**する。また、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応する事業者については、**繰越税額控除（3年間）を可能**とする。

② 研究開発税制の拡充・延長等

- 中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、**AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型(控除率40%)」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型(控除率50%)」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」「大学拠点等強化類型」を含む「繰越税額控除制度(3年間)」を創設**する。また、**研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、時限措置の適用期限を3年間延長**する。

③ 車体課税の抜本的見直し

- 米国関税措置の自動車産業への影響を緩和し、国内市場の活性化を図るとともに、取得時における負担を軽減、簡素化するため、**環境性能割は令和8年3月31日をもって廃止**。
- **自動車税及び軽自動車税については、重量及び環境性能に応じた税負担の仕組み等について令和9年度税制改正で結論を得る。**（EV・FCVについて、重量を基準として課税）。
- **エコカー減税は、燃費基準の達成度を引き上げた上で、2年間延長**。令和9年5月の引上げ時は、激変緩和措置を講じる。
- 利用段階の動力源間の公平性を早期に実現する観点から、技術面・執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、**EV、PHEVについて、重量に応じた一定の負担を求める。具体的な税率は、令和9年度税制改正で結論を得る。**

④ 賃上げ促進税制の見直し

- 賃上げの潮目の変化に貢献してきた本税制について、物価高を上回る安定した賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況を踏まえ、メリハリ付けを行う（大企業向け措置は令和7年度末で終了、中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し）。
- 防衛的賃上げを迫られる中小企業については、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、現行制度を維持する。

⑤ 産業用地整備促進税制の創設

- 2040年度200兆円の国内投資目標の達成に向け、自治体と連携した民間開発事業者による産業用地整備において、土地等の譲渡所得にかかる所得税等の軽減（譲渡所得2,000万円以下の部分の適用税率を20%→14%）措置を創設する。

⑥ カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長等

- 企業の脱炭素投資を後押しするため、生産工程を効率化するなど炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な本税制について、大企業がサプライチェーン上の中小企業に対して、排出量削減に資する取組支援をした場合の要件緩和を含め一部見直した上で、適用期限を2年間延長する。

⑦ パーシャルスピノフ税制の見直し

- 分離・独立前の親会社に一部株式持分を残す組織再編（パーシャルスピノフ）について、従来はスタートアップ創出の場合に限り特例措置を認められていたところ、事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、その適用要件を見直すとともに、恒久措置とする。

2. 我が国の科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進

① 研究開発税制の拡充・延長等【再掲】

② 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等

- より多くの中小企業における研究開発投資を一層後押しする観点から、「繰越税額控除制度（3年間）」の創設を行うとともに本税制の時限措置の適用期限を3年間延長する。

③ オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等

- 事業会社とスタートアップの協業の更なる促進やスタートアップの出口戦略の多様化を後押しする観点から、M&A型について、マイノリティ取引（3年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式の取得）を対象化する。また、吸収合併時には、一括での益金算入から5年間での均等額の取り崩しに見直す。その上で、本税制の適用下限額を引き上げ、適用期限を2年間延長する。

④ 外国組合員に対する課税の特例の見直し

- 海外投資家が、日本に無限責任組合員(GP)がいるファンドに有限責任組合員(LP)として出資する際、一定の要件を満たす場合は、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して非課税とする措置について、ファンドに対する持分割合の上限引き上げ（25%未満→50%未満）を含めその要件の見直しを行う。

3. 中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化

① 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等【再掲】

② 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

- 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、**法人版（特例措置）及び個人版事業承継税制（贈与税・相続税ともに100%を猶予）**について、**特例承継計画等の提出期限の延長（法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末）**を行う。また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等

- 中小企業者等の事務負担を軽減するために講じられている**本措置（30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得時に全額損金算入を認める措置）**について、**30万円の基準額を40万円に引き上げる等の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長**する。

④ 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

- 長年据え置かれてきた**食事支給に係る所得税非課税限度額**について、**物価上昇や従業員の平均的なランチ代の実態等を踏まえ、引き上げ（3,500円(税抜)/月→7,500円(税抜)/月）**を行う。

⑤ インボイス制度の円滑な定着に向けた所要の措置

- インボイス制度の定着をより確実なものにする観点から、**免税事業者からの仕入に関する特例（8割控除）**について、**控除可能割合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長**する。**インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）**について、**個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる（令和9年・10年分申告において利用可能）**。

⑥ 地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の検討

- **地域住民の生活環境の維持に必要なサービスを供給する事業者等の持続的な事業継続等**に資する取組を促進するための税制措置を引き続き検討する。

4. GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化

① 車体課税の抜本見直し【再掲】

② 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 地域と共生した国産再エネの普及拡大を図るため、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力に対する軽減措置の拡充を行った上で、本税制の適用期限を3年間延長する。

③ 海外投資等損失準備金制度の延長

- リスクの高いレアアースを含む重要鉱物等の鉱山や油ガス田の探鉱や開発を後押しするため、本制度の適用期限を2年間延長する。

④ 電気・ガス供給業の収入金課税の見直し

- 電気供給業・一部のガス供給業について、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式へ変更することについて引き続き検討する。

5. 移り変わる国際課税への対応

① 外国子会社合算税制の見直し

- 国際課税環境の変化等を踏まえ、海外展開を行う日本企業の負担軽減を図る観点等から外国子会社合算税制の見直しを行う。

② 国境を越えたEC取引に係る消費税制度の見直し

- 国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、国境を越えたEC取引に係る消費税制度の見直しを行う。

経済産業関連税制の詳細は➡

経済産業税制総合Webページ
([経済産業税制総合Webページ \(METI/経済産業省\)](#))



大胆な投資促進税制の創設 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新設

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設**する。

概要

対象業種

原則全ての業種を対象

対象資産要件

- 生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）**
- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）** ※投資計画期間中の総額
- ROI水準：15%以上**

措置内容

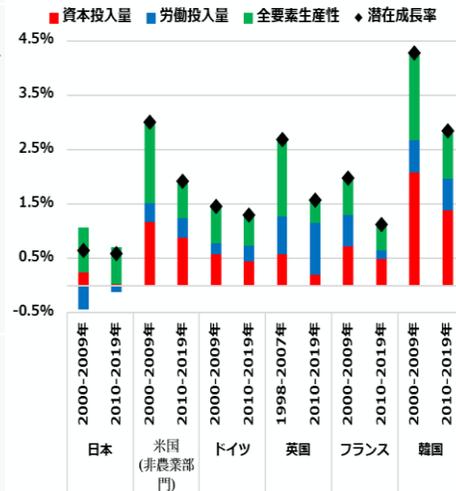
- 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）**
 - 控除上限：法人税額の20%
- 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）**
 - 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、**繰越税額控除（3年間）が可能。**

措置期間

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）

潜在成長率の各項目寄与度の比較



各国の投資促進策の動向

日本



・**大胆な投資促進税制を創設。**

米国



・2025年7月に成立したOBDD法において、米国内での設備投資に対して**即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加（建物は時限措置）。**

ドイツ



・2025年7月に成立した減税法において、**設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を4%ずつ5年間引き下げ予定（実施後は24.9%）。**

新たな設備投資税制への期待

※経産省から企業へのヒアリングより抜粋
 <海外投資→国内投資>

- 電子部品製造
 「海外立地か国内立地かの判断に**必要不可欠**」
- 自動車
 「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に**極めて有効**」

<投資規模小→投資拡大・実現>

- 造船
 「回収に長期を有する**大規模投資の判断が可能**」
- 半導体部品
 「短期の投資サイクル競争の中での**生き残りの支えになる**」
- コンテンツ
 「高い措置率の税額控除により、**投資収益率が改善し、投資が可能**」

車体課税の抜本見直し

(自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割)

(1) 取得時の負担の軽減

- 米国関税措置が自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車の取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止する。

(2) 保有時の課税のあり方の見直し

①自動車税及び軽自動車税のあり方

- 自動車税及び軽自動車税のあり方については、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について、令和9年度税制改正で結論を得る。
- 令和10年度以降に新車新規登録を受けたEV・FCVに対しては、重量に応じた課税方式を導入する。具体的な税率等は、令和9年度税制改正において結論を得る。
- グリーン化特例については、現行の措置を2年延長する。

②エコカー減税の見直し

- エコカー減税については、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で、2年間延長する。令和9年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講じる。

③利用段階における負担の適正化に向けた課税

- 利用段階における動力源間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面・執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、EV、PHEV（自家用の乗用自動車に限る）について、車両重量に応じた一定の負担を求める。具体的な税率については、令和9年度税制改正で結論を得る。

(3) 「新たなモビリティ社会」を踏まえた見直し

- 自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討を行う。

賃上げ促進税制の見直し (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

見直し

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

	改正後				改正前					
中堅企業 ※1	継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+4%	10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
	+5%	15%			+4%	25%				
+6%	25%									
中小企業 ※2	全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+1.5%	15%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
	+2.5%	30%			+2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等 (相続税・贈与税)

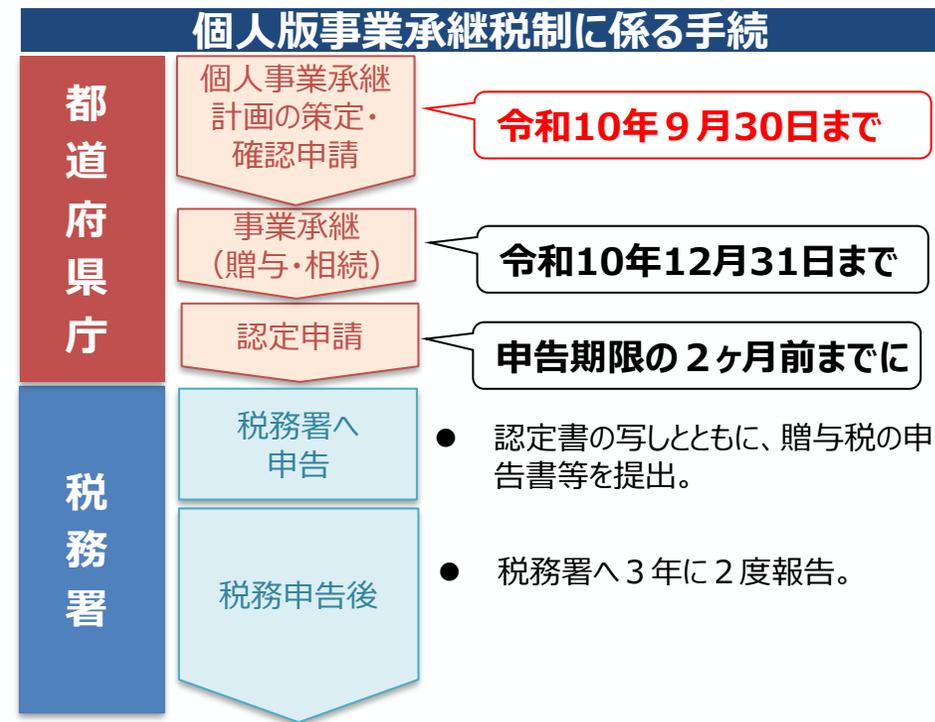
- 事業承継税制の特例措置※は、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- 物価高やトランプ関税等により経営環境の不確実性が高まる中であっても、事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、**本税制を最大限活用できるよう、承継計画の確認申請（提出）の期限を延長（法人版では1年6ヶ月間、個人版では2年6ヶ月間）**する。
- また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、**事業承継のあり方については引き続き検討を行う。**

改正概要

※赤字が改正箇所

【適用期限】法人版：令和9年12月末まで、個人版：令和10年12月末まで

【承継計画の提出期限】法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末



(参考) 事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予**する制度。平成30年度に**10年間限定の特例措置を創設**し、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合を贈与税・相続税ともに100%**とするなど、**抜本的に拡充**。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予**する措置。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (令和9年12月31日まで) 令和9年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 <ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (令和10年12月31日まで) 令和10年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等の償却資産の管理などの事務負担の軽減を図るために講じられている措置（**30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度**に取得時に**全額損金算入**を認める措置）について、**単価上限額の引上げ（30万円未満→40万円未満）等を行うとともに、適用期限を延長（3年間）する。**

改正概要

【適用期限：令和10年度末まで】

※赤字が改正箇所

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ※	40万円未満	全額損金算入 (即時償却)

← 合計300万円まで

- 従業員数については、中小企業者は400名以下、出資金等が1億円超の組合等（※）は300名以下が対象。
- 適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く。

※ 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人、通算法人、保険業法に規定する相互会社、投資法人、特定目的会社

食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し (所得税・個人住民税)

拡充

- 一定の要件の下、企業が従業員に支給する食事を給与として課税しない食事支給に係る所得税非課税限度額について、**前回の見直しである1984年から物価上昇が継続していることや従業員の平均的なランチ代等も踏まえ、月額7,500円(税抜)に引き上げる。**

改正概要

現行制度

企業が従業員に支給する食事のうち、
従業員が**食事価額の50%以上**を負担
かつ
企業負担額が**月額3,500円以下**
企業負担額を従業員の所得税計算上非課税

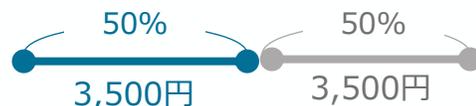
令和8年度税制改正

企業が従業員に支給する食事のうち、
従業員が**食事価額の50%以上**を負担
かつ
企業負担額が**月額7,500円以下**
企業負担額を従業員の所得税計算上非課税

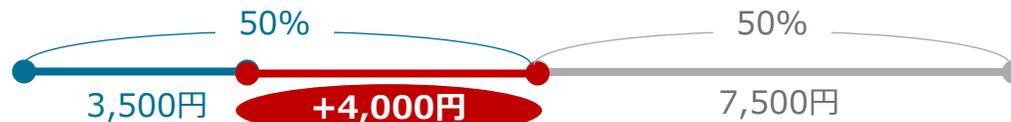
物価上昇や適用実態を踏まえ、非課税限度額を引上げ

【会社負担と従業員負担を折半する場合の適用イメージ】

会社負担 : 3,500円
従業員負担 : 3,500円



会社負担 : **7,500円**
従業員負担 : **7,500円**



所得税非課税の範囲で
支給できる額が増加

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長 (固定資産税)

- 第7次エネルギー基本計画においては、**再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生を図りながら最大限の導入を促す方向性が掲げられた。**
- 再エネ発電設備の**固定資産税を3年間にわたり、一定割合軽減**する措置について、**地域と共生した国産再エネの普及拡大**を図るため、太陽光は、シリコン系を対象外とした上で、**国産再エネであるペロブスカイトを拡充**。また、風力は、**洋上風力を拡充し、陸上風力を地域共生案件へ対象を限定**。その上で、全再エネ電源で、**適用期限を令和11年3月31日まで延長する**（適用期間を現行の2年間から**3年間へ長期化**）。

改正概要

【適用期間：令和10年度末までの**3年間**】※改正前の適用期間は2年間

対象設備	区分	課税標準 (※1)
太陽光 発電設備	1,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
風力 発電設備	20kW以上	2/3 (1/2~5/6)
	20kW未満	3/4 (7/12~11/12)
中小水力 発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)
地熱 発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3~2/3)
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)
バイオマス 発電設備 2万kW未満	1万kW以上	2/3 (1/2~5/6) ※2
	1万kW未満	1/2 (1/3~2/3)



区分	課税標準 (※1)
ペロブスカイト太陽電池 (GI基金の採択事業者の生産品に限る)	1/2 (1/3~2/3)
洋上風力 (再エネ海域利用法)	3/5 (1/2~7/10)
洋上風力 (港湾法) 陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法)	2/3 (1/2~5/6)
5,000kW以上	変更無し
5,000kW未満	
1,000kW以上	
1,000kW未満	
1万kW未満	

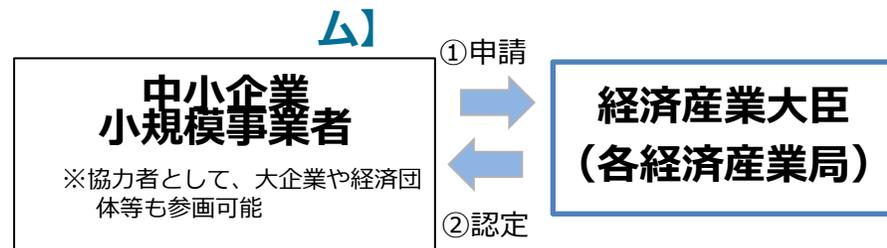
※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）

※2 現行制度では、一般木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分は6/7。改正後は1万kW以上の区分について特例措置の対象から除く。

事業継続力強化認定制度

- 事業継続力強化計画制度は、中小企業等の自然災害等への対策を促進するため、**簡易なBCPとして、中小企業が行う防災・減災の事前対策等を経済産業大臣が認定**するもの。
- 認定を受けた事業者は、認定ロゴマークの使用のほか、税制措置や低利融資等の支援策の活用が可能。
- 令和元年に制度創設以来、延べ8万件超の事業継続力強化計画を認定。（令和7年4月末時点）

【計画認定スキーム】



【計画の種類】

■事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者が単独、または、協力者の協力の下で実施する計画

■連携事業継続力強化計画

2者以上の中小企業・小規模事業者が他の中小企業や大企業、経済団体等との連携の下で実施する計画

計画の記載項目

- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する支援

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用保証枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置



中小企業支援事業のうち、 （１）中小企業活性化・事業承継総合支援事業 令和８年度予算（案） 139億円（144億円）

（１）中小企業庁 事業環境部 金融課
（２）中小企業庁 事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

（１）中小企業活性化事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

（２）事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）、（２）ともに以下の事業スキームにて運用



（※１）産業競争力強化法

（※２）（１）は中小企業活性化協議会
（２）は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

（１）中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制することを目指す。

（２）事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業

(1) 中小企業庁 事業環境部 金融課

(2) 中小企業庁 事業環境部 財務課

令和7年度補正予算額 74億円

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

(1) 中小企業活性化事業

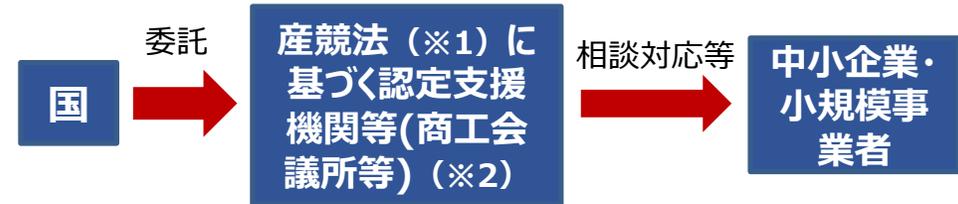
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、再生計画策定支援等を実施する。また、再生計画等策定後3年間のモニタリングを行うことで、計画の進捗状況や業況の変化等を把握し、必要に応じて次の支援策に繋げる等、協議会の伴走支援機能を強化する。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、中小M&A市場の健全化に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



(※1) 産業競争力強化法

(※2) (1) は中小企業活性化協議会
(2) は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

(1) 中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9% (過去3年間の平均) 以下に抑制することを目指す。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

中小企業再生支援事業

中小企業庁
事業環境部金融課

令和8年度予算（案） 1.2億円（2.0億円）

事業目的・概要

事業目的

東日本大震災によって被災し、震災前の既往債務が大きな負担となって新規資金調達が困難となる（いわゆる「二重債務問題」を抱える）中小企業者等に対し、二重債務問題の解決並びに本格的な事業再開及び事業再生を促進することを目的とする。

事業概要

被災県の中小企業再生支援協議会（現：中小企業活性化協議会）の機能を拡充する形で設置した「産業復興相談センター」において、以下の取組を行う。

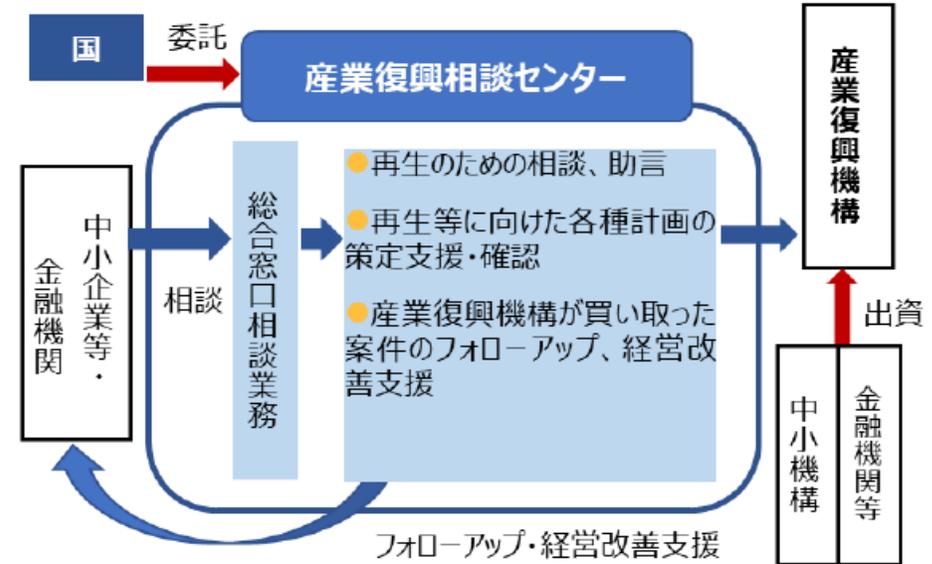
（1）相談受付

被災事業者からの相談を受け、相談者の状況に応じて再生計画の策定支援等を実施する。

（2）経営改善支援

産業復興機構で債権買取を行った先について、最長10年間の支援機関での再生・エグジットに向けて、経営改善のサポートを実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

産業復興機構で債権買取を行った先について、最長10年間の支援期間での再生・エグジットに向けて、経営改善のサポートを実施する事業であり、令和10年までに産業復興機構で債権買取を行った先のエグジットを目指す。

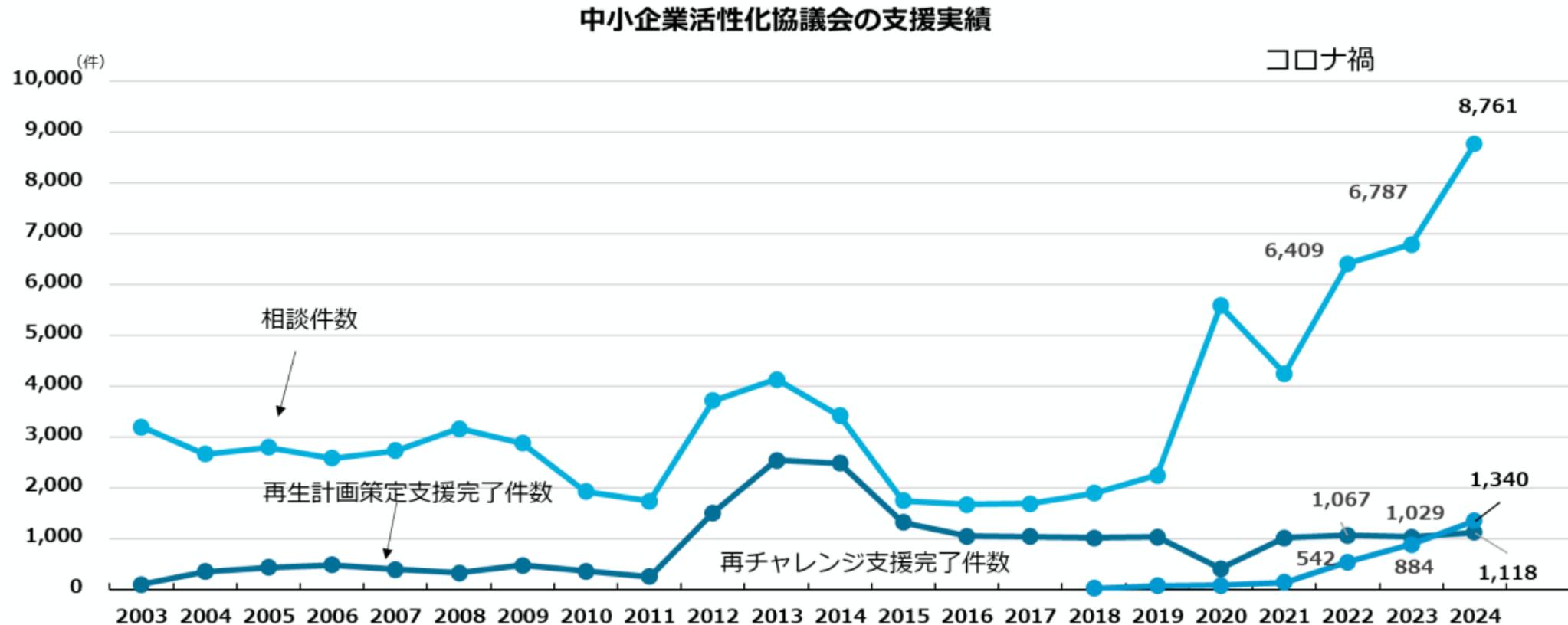
事業再生支援・経営改善支援の全体像

- **中小企業活性化協議会**は、中小企業の「**駆け込み寺**」として**全国47都道府県に設置**し、主に地域金融機関OBや士業等が常駐専門家として構成。
- 中小企業活性化協議会がハブとなり、金融機関、民間専門家、各種支援機関と連携し、収益力の低下やビジネスモデルの毀損に苦しむ中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジのフェーズを地域全体で支援。

相談 対応	収益力改善フェーズ	再生フェーズ	再チャレンジフェーズ
中小企業活性化協議会が一元的に対応	中小企業活性化協議会の常駐専門家が支援・伴走		
	<p>収益力改善支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益力低下、借入増加の恐れのある中小企業を対象に、1年間から3年間の収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画策定を支援。 	<p>プレ再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の本格的な再生計画策定を前提とした経営改善を支援。 <p>再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家とともに、リスケ・DDS・債権放棄などの金融支援（財務面の支援）を含む再生計画の策定を支援。 	<p>再チャレンジ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再生が極めて困難な中小企業等やその保証人を対象に、円滑な廃業に向けた助言や弁護士を紹介を行うとともに、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を支援。
	民間専門家（認定経営革新等支援機関）が支援・伴走		
	<p>早期経営改善支援（Vアップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融支援に至る前段階の早期の経営改善（資金繰り計画等の基本的な計画策定）を支援。 <p>※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言</p>	<p>経営改善支援（405事業通常枠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスケ・新規融資等の金融支援を含む経営改善計画を支援。 <p>※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言</p>	<p>再生・廃業支援（405事業中小版GL枠）</p> <p>「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（中小版GL）に基づく私的整理（事業再生又は廃業）を支援。</p>

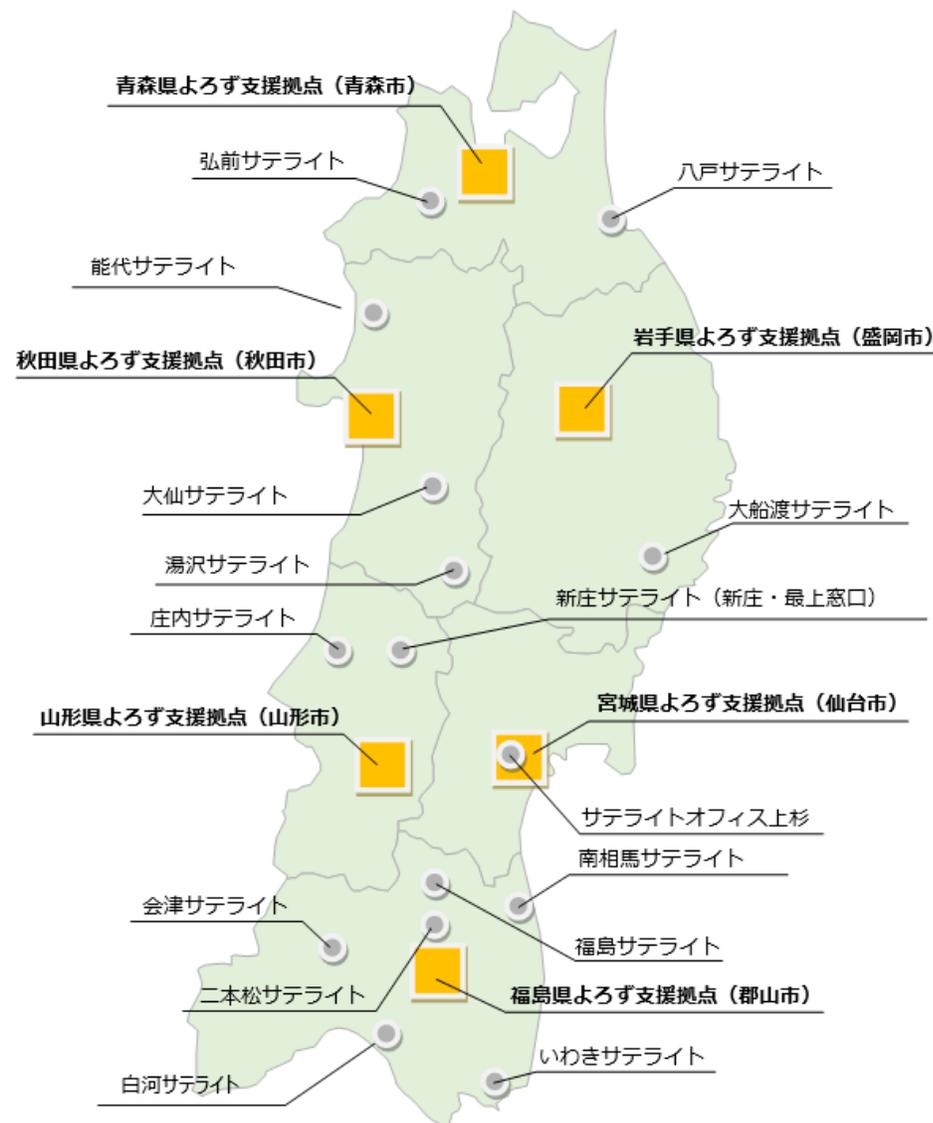
中小企業活性化協議会による支援実績

- 2024年度の中小企業活性化協議会の相談件数は、過去最高を更新し、8,761件となった。
- 再生計画策定件数は前年度比微増し、再チャレンジ支援件数は支援制度開始以降、着実に増加。



■よろず支援拠点とは

- ・国が設置した中小企業・小規模事業者のための「**無料の経営相談所**」。
（平成26年度から全国の都道府県に設置）
- ・経営改善、売上拡大など、各社が抱える悩みに**ワンストップ**で対応。
- ・各分野の専門家が集まり、**専門性の高い経営アドバイス**を実施。実行可能な解決策を提案。



■東北管内よろず支援拠点一覧（令和6年4月現在）

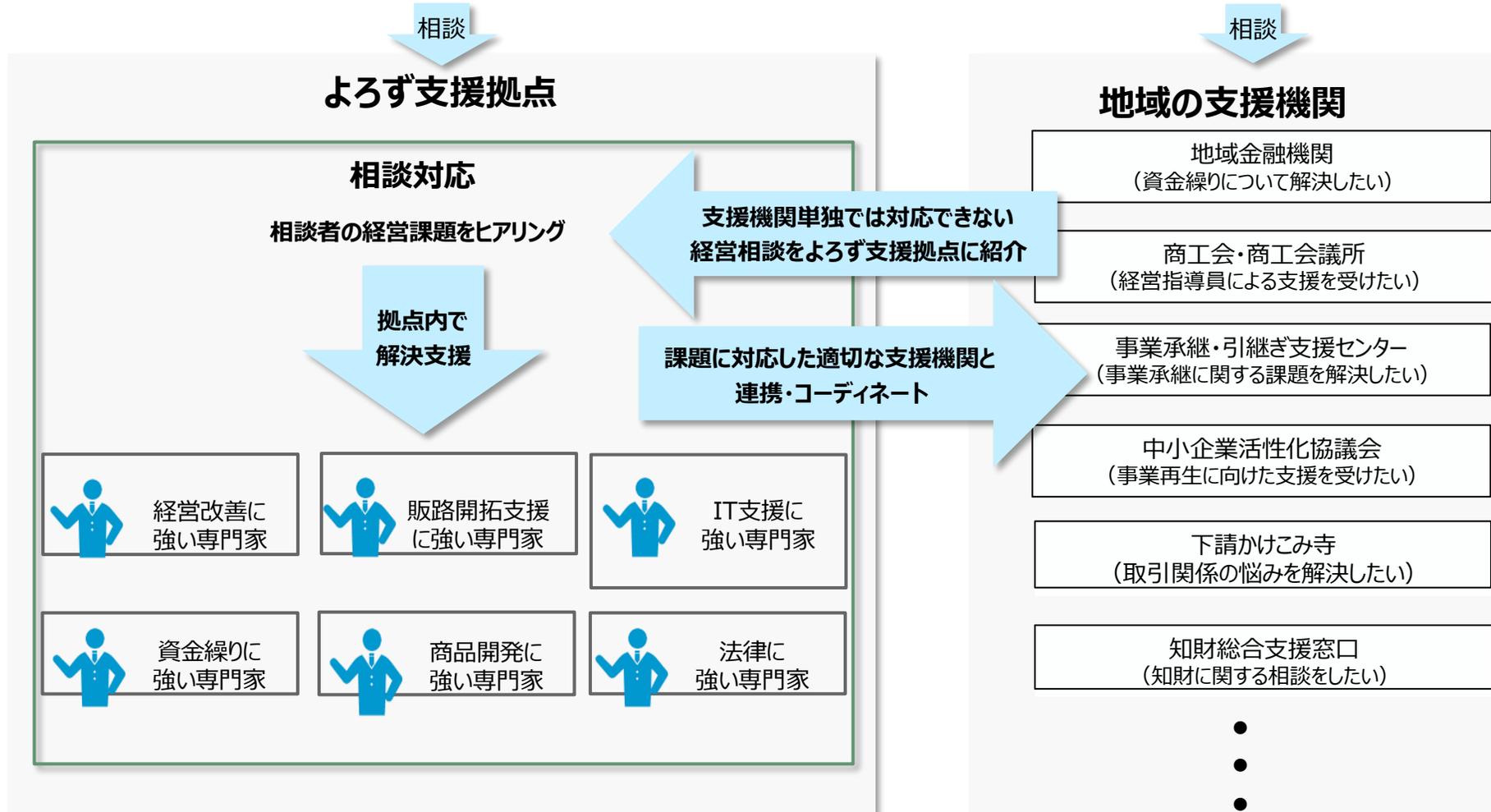
拠点名	チーフコーディネーター	電話番号	設置機関
青森県よろず支援拠点	中村 貴志	017-721-3787	(公財)21あおもり産業総合支援センター
岩手県よろず支援拠点	中村 春樹	019-631-3826	(公財)いわて産業振興センター
宮城県よろず支援拠点	佐藤 創	022-393-8044	宮城県商工会連合会
秋田県よろず支援拠点	松浦 忠雄	018-860-5605	(公財)あきた企業活性化センター
山形県よろず支援拠点	土門 義浩	023-647-0708	(公財)やまがた産業支援機構
福島県よろず支援拠点	木村 俊朗	024-954-4161	(公財)福島県産業振興センター



詳細は各拠点HP又はよろず支援拠点全国本部HP (<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>) をご覧ください。

(参考) よろず支援拠点におけるワンストップ支援のイメージ

中小企業・小規模事業者等

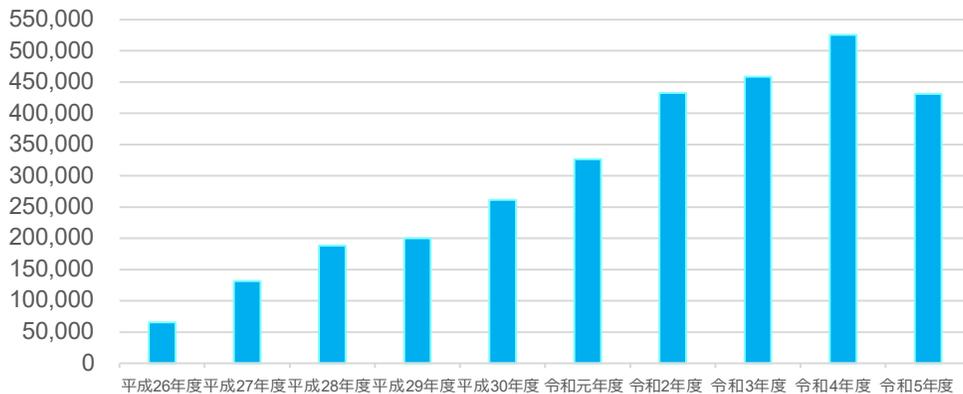


事業者が抱える経営課題の解決に導く

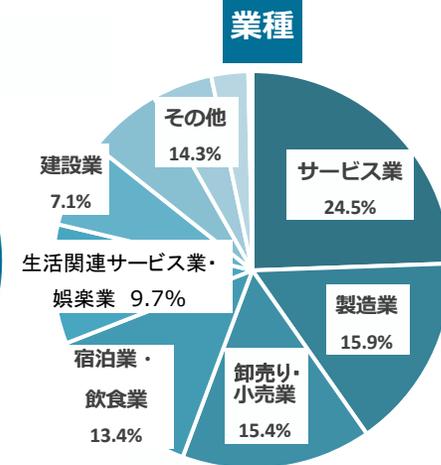
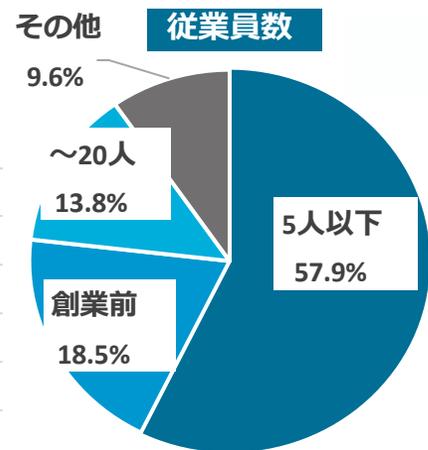
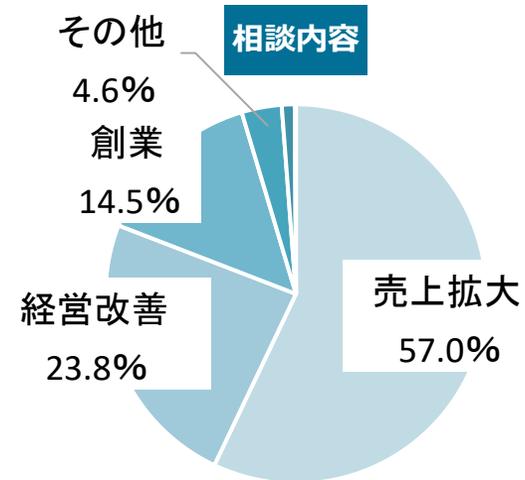
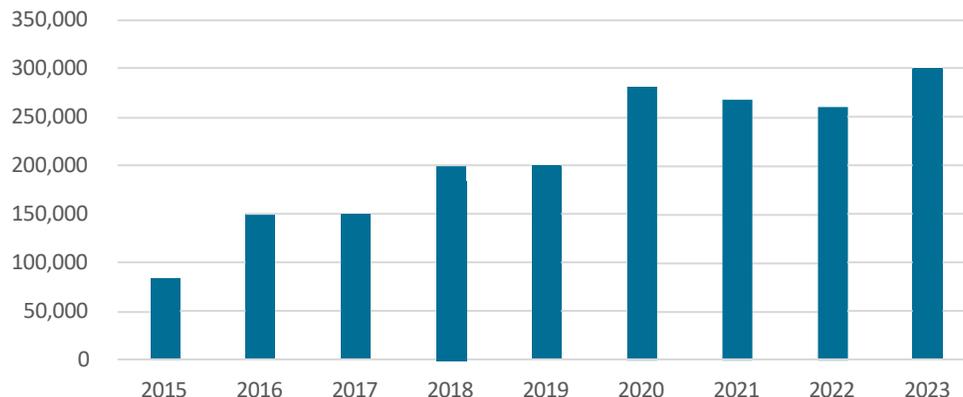
よろず支援拠点の現状

- 平成26年度に事業を開始し、令和7年度で創設から**11年が経過**。知名度の向上により、**年々相談件数は増加**。令和5年度は**40万件強**の相談対応を行った。
- **売上拡大、経営改善、創業、事業承継等の様々な経営課題に対応**。
- **小規模事業者を中心に、様々な業種の事業者からの相談に対応**。

相談対応件数（課題（中）の延べ件数）の推移



(参考) 相談実績件数（相談回数の延べ件数）の推移



※ 相談内容・・・相談対応件数ベース。

※ 従業員数、業種・・・名寄せ後の事業者数ベース。